

雫石町

入湯税特別徴収の手引き

令和 5 年 9 月版

雫石町役場 税務課

この手引きは令和 5 年 9 月時点のものです。定期的に更新されることがありますので、最新版は雫石町公式ホームページにて御確認ください。

【雫石町公式ホームページ】 <https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

【問い合わせ先】

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

雫石町役場 税務課 住民課税係

電話 019-692-6402

はじめに

日頃、鉱泉浴場の経営者の皆様には、入湯税の特別徴収にあたりまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

入湯税は、地方税法で用途が定められている目的税です。環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用や、観光の振興に役立てられています。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び雫石町税条例の規定に基づき、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯される方から徴収していただき、雫石町へ申告納入していただく、「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをお読みいただき、入湯税の特別徴収の方法や申告納入の手続きについて御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収に御協力いただきますようお願い申し上げます。

目次

1. 入湯税について	4
2. 入湯税の納税義務者	4
3. 入湯税の課税免除	4
3-1. 雫石町税条例第 127 条（入湯税の課税免除）	4
3-2. 課税免除対象者の報告（様式：14 ページへ）	5
4. 入湯税の税率	6
4-1. 入湯税の税率	6
4-2. 鉱泉浴場の営業の種類について	6
5. 入湯税の徴収方法	7
6. 入湯税の特別徴収義務者	7
7. 入湯税の特別徴収の手続き	7
7-1. 新たに鉱泉浴場を經營しようとする場合	7
7-2. 異動届等の提出について（様式：20 ページへ）	7
8. 毎月の申告・納入方法	8
8-1. 納入申告書について（様式：25 ページへ）	8
8-2. 提出方法	9
8-3. 申告・納入の期限	9
8-4. 納入手続きについて	11
9. 延滞金・加算金・滞納処分	12
9-1. 延滞金	12
9-2. 加算金	12
9-3. 滞納処分	13
10. 帳簿の記載義務等	13
11. 入湯税申告検査について	14
12. よくある質問等	14
12-1. 入湯無料券や回数券等での入湯について	14
12-2. 127 条第 2 号の課税免除対象者の報告について（書き方・Q&A）	14
13. 各種様式	15
14. 参考資料（関係法令）	31
変更履歴	42

1. 入湯税について

入湯税は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

2. 入湯税の納税義務者

鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した方が、入湯税の納税義務者となります。

さらにくわしく

- 「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいい、温泉法における「温泉」とは、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭酸水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、一定の温度又は物質を有するもの」とされています。
- 入湯税は、旅館、料理屋のいずれであるかを問わず、また、宿泊者であると否を問わず課するものとされていることから、外部から温泉及び鉱泉を運び入れている、いわゆる「運び湯」による日帰り入浴施設も課税の対象となります。

3. 入湯税の課税免除

3-1. 雫石町税条例第 127 条（入湯税の課税免除）

次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

雫石町税条例第 127 条

- (1) 乳児、幼児及び小学生
- (2) 修学旅行及び団体による競技のための大学、高等学校の学生、中学校、小学校の生徒及び児童並びにそれらの統導者。ただし、大学、高等学校にあっては修学旅行の場合を除く。
- (3) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (4) 自炊旅館における病氣療養のための湯治客で医師の証明のあるもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、災害その他特別の事情により町長が特に必要と認める者

ポイント① 課税免除について

- 町税条例第 127 条第 2 号について

- 修学旅行が目的で免除になる者

- ・・・・中学生、小学生、並びにそれらの統導者（教師など）

※高校生の修学旅行は免除対象外です

- 団体による競技が目的で免除になる者

- ・・・・大学生、高校生、中学生、小学生、並びにそれらの統導者（教師など）

合宿や練習試合、文化部の大会も免除の対象となります。御不明な点は税務課までお問い合わせください。

- 町税条例第 127 条第 3 号について

町内における共同浴場及び一般公衆浴場は次の施設です（令和 5 年 9 月現在）。

- 「国見保養園地国見山荘」所在地：雫石町橋場竜川山国有林内※

- 「町民憩の家鶯宿集会所」所在地：雫石町鶯宿第 6 地割 25 番地 20

- 「老人憩いの家（鶯宿荘）」所在地：雫石町鶯宿第 10 地割 21 番地 26

※国見保養園地国見山荘は令和 3 年度から老朽化等により営業を休止しております。

3-2. 課税免除対象者の報告（様式：15 ページへ）

学生等の免除の内訳報告について

令和 4 年度※から、条例第 127 条第 2 号における課税免除者に関して、その内訳を入湯税課税免除対象者内訳報告書（以下、報告書）及び別紙（明細）に記載し、御報告いただくようお願いいたします。なお、別紙（明細）は、免除対象者に記入していただいても構いません。課税免除の実態把握のために、何卒御協力をお願い申し上げます（免除者がなかった場合は提出不要です）。

様式	記入する人	町へ提出する人
報告書	特別徴収義務者	特別徴収義務者
別紙（明細）	特別徴収義務者または免除対象者	特別徴収義務者

【報告期限】 毎月 15 日（申告書とともに提出してください）

【書き方】 13 ページ及び記入例を御参照ください（16 ページ）

※令和 4 年 5 月申告（4 月入湯分）から

4. 入湯税の税率

4-1. 入湯税の税率

入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日につき次のとおりです。

雫石町税条例第 127 条

- | | | |
|----------------|-----------------|------------------|
| ● <u>普通旅館</u> | 宿泊入湯客 | 1 人 1 日につき 150 円 |
| | 日帰入湯客 | 1 人 1 日につき 75 円 |
| ● <u>自炊旅館</u> | 宿泊（自炊の場合に限る）入湯客 | 1 人 1 日につき 75 円 |
| | 日帰入湯客 | 1 人 1 日につき 35 円 |
| ● <u>日帰り施設</u> | 食事を提供する施設の入湯客 | 1 人 1 日につき 75 円 |
| | 食事を提供しない施設の入湯客 | 1 人 1 日につき 35 円 |

さらにくわしく

- 同一の鉱泉浴場においては、入湯回数によらず、宿泊客は 1 泊につき、日帰り客は 1 日につき課税されますが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに入湯税が課税されます。

4-2. 鉱泉浴場の営業の種類について

入湯税の税率は鉱泉浴場の営業の種類によって区分されます。営業の種類は宿泊設備の有無や食事提供設備（食堂、レストラン等）の有無によって判断されます。

表 1. 鉱泉浴場の営業の種類及び納入申告書記入欄

宿泊設備	食事提供	営業の種類	申告書記入欄
あり	あり	<u>普通旅館</u>	食事提供あり
あり	なし	<u>自炊旅館</u>	食事提供無し
なし	あり	<u>日帰り施設</u>	食事提供あり
なし	なし	<u>日帰り施設</u>	食事提供無し

ポイント② 納入申告書への記載について

- 申告書における「食事提供あり」「食事提供無し」は、入湯客への食事提供が実際にあったかどうかによって区分するものではなく、その鉱泉浴場の「営業の種類」によって区分されます。

例：普通旅館の場合

入湯客 A：一泊二日、食事付き →記入欄「食事提供あり」、「宿泊」1人

入湯客 B：日帰り入浴、食事なし→記入欄「食事提供あり」、「日帰り」1人

※客に食事を提供する設備を備えた「旅館部」と、客が自炊する設備を備えた「自炊部」が併設され、ひとつの温泉旅館として経営している施設は「普通兼自炊」として申告することを認めています。

5. 入湯税の徴収方法

入湯税は特別徴収の方法によって徴収します。特別徴収とは、地方税法及び雫石町税条例に基づき指定された特別徴収義務者の方が、納税義務者から入湯税を徴収し、かつ、その徴収すべき入湯税を町に納入するものです。

6. 入湯税の特別徴収義務者

鉱泉浴場の経営者です。

7. 入湯税の特別徴収の手続き

7-1. 新たに鉱泉浴場を経営しようとする場合

新たに鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに「入湯税経営申告書」により鉱泉浴場の場所や施設の概要、名称等を申告してください。町が経営申告書を受理し、入湯税の特別徴収義務者として指定します。

7-2. 異動届等の提出について（様式：20 ページへ）

鉱泉浴場の名称変更や経営者の変更、経営の廃止・休止など、当初申告した内容に異動があった場合は、表 2 の様式によって速やかに届出を提出してください。

【提出方法】

窓口で提出	郵送	メール（e-mail）
○	○	○

※メール申告について→9 ページをご参照ください。

表 2.入湯税特別徴収に関する各種届出について（様式：20 ページへ）

届出理由	届出期限	届出様式	添付するもの
鉱泉浴場の経営を開始する時	経営開始日の前日	経営申告書	温泉利用許可証の写し 温泉成分分析票の写し 個人経営の場合 →経営者（特別徴収義務者となる人）のマイナンバーカードの写し 法人経営の場合 →全部事項履歴証明書の写し
当初の届出から異動があったとき	異動があった月の納入申告書提出日前	異動届	特になし
長期休業する時※	休業開始日前	休業届	特になし
経営を再開する時	再開日前	再開届	特になし
経営を廃止する時	廃止日前	廃止届	特になし

※休業届によって届け出た期間は納入申告書の提出は不要です。

※各様式は町ホームページからダウンロードできます（Word、PDF）。

8. 毎月の申告・納入方法

入湯税の特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）は、鉱泉浴場（温泉施設）に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月 15 日（15 日が土日祝日等の場合はその翌日）までに、前月 1 日から末日までの入湯客数、税額その他必要な事項を記載した「入湯税納入申告書（明細書）」（以下、納入申告書）を提出してください。

8-1. 納入申告書について（様式：25 ページへ）

- 【手書き用】：2 枚複写式（提出用と控用）。税務課で配布しております。必要の方は郵送、または窓口でお渡しますので税務課まで御連絡ください。なお、㊞マークがある申告書でも令和 4 年 5 月申告（4 月入湯分）からは押印不要です。
- 【その他】：町ホームページからダウンロードできます（Excel、PDF）。また、様式のとおりであればパソコン等で作成・印刷されたものでも申告が可能です。

8-2. 提出方法

納入申告書は、次のいずれかの方法によって税務課まで提出してください。

窓口で提出	郵送	メール (e-mail)	eLTAX
○	○	○	○

※令和 4 年度から国税庁の申告書取扱いに倣い、FAX による提出は受け付けませんので御了承願います。

【New】eLTAX について

令和 5 年 10 月 16 日から eLTAX による電子申告及び電子納付、また各種届出が行えるようになります。電子申告には PCdesk Next、電子納付には PCdesk、と別々のシステムを利用します。eLTAX による申告の操作方法に関しては、10 月より eLTAX の電子申告・納付特設ページに公開予定なので、下の URL もしくは別添チラシの QR コードからご確認ください。

【URL】 <https://www.eltax.lta.go.jp/news/07816>

●メール申告について

令和 4 年度よりメールによる納入申告書及び各種届出の提出を受け付けております。電子データ (Excel、Word、PDF) は町ホームページからダウンロードできます。必要事項を入力した電子データをメールに添付し下記のアドレスに送信してください。

【送信先】 zeimu@town.shizukuishi.iwate.jp

8-3. 申告・納入の期限日

毎月 15 日※ (15 日が土日祝日等の場合はその翌日)

※郵送の場合 : 消印に表示された日に提出があったものとみなします

※メール申告の場合 : 期限日の 23 時 59 分まで

※eLTAX による申告の場合 : 期限日の 24 時まで (1 月 15 日～31 日、及び 2 月 1 日～3 月 15 日以外は平日 8 時半～24 時しか利用できないため注意してください。)

ポイント③ 利用者なしでも申告が必要

- 月内の利用者が全くない場合でも、「利用者なし」と記載したうえで、納入申告書を提出してください。メール申告も同様です。
- 納入申告書を提出されない場合や提出期限後に提出があった場合には、不申告加算金が課せられることがありますので、必ず期限内の提出をお願いします。

8-4. 納入手続きについて

- 納入方法

税務課から配布している「納入通知書兼領収書」(3枚複写式)に税額と住所氏名等を記入して金融機関等で納入します。必要な方は、郵送、または窓口でお渡しいたしますので税務課まで御連絡ください。

- 納入場所

下記表の納入場所にて納入してください。なお、金融機関営業終了後(15時以降)に納入したい場合は税務課窓口にて対応しますので事前に御連絡ください。

表 3.入湯税の納入場所

令和5年9月現在

雫石町 収納代理 金融機関	銀行	岩手銀行、北日本銀行、東北銀行
	信用金庫	盛岡信用金庫
	農協	新岩手農業協同組合 岩手県信用農業協同組合連合会
	その他	東北労働金庫、東北各県のゆうちょ銀行(郵便局)
町役場内	収納支払(新岩手農業協同組合)※1 税務課 (※収納支払・金融機関営業終了後のみ対応)	

※1：町役場内の同組合役場出張所は令和2年度をもって閉鎖しましたが、町税・料金の納付(納入)・支払いに限り引き続き御利用いただけます(令和5年9月現在)。

9. 延滞金・加算金・滞納処分

9-1. 延滞金

法定納期限までに入湯税が納入されない場合、下記表のとおり、納入があった日によって税額にそれぞれの割合を乗じた額の延滞金が加算されます。なお、割合は法令の定めにより毎年変動します。

表 4.延滞金の計算（地方税法第 701 条の 11）

遅れて納入があった日	割合（年率）
納期限の翌日から一月を経過する日までの期間	※特例（延滞金特例基準割合+1.0%） 令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日は 2.4% （本則は 7.3%）
納期限の翌日から一月が経過した日以降	※特例（延滞金特例基準割合+7.3%） 令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日は 8.7% （本則は 14.6%）

※延滞金は、地方税法 326 条により、納期限の翌日から 1 月を経過する日までは年 7.3%、その翌日からは年 14.6%の割合と定められていますが、附則第 3 条の 2 により、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法第 93 条第 2 項の規定により財務大臣が告示した割合に年 1%の割合を加算した割合）に基づき定められることとされています。

9-2. 加算金

期限までに納入申告書が提出されたものの、その税額が実際の税額より少ない税額であるとして更正がなされた場合には過少申告加算金が、期限までに納入申告書が提出されない場合には、不申告加算金が次のとおり課されます。

表 5.加算金の計算（地方税法 701 条の 12）

加算金	理由	割合
過少申告 加算金	期限内に申告があり、その税額が実際の税額より少ないために更正があった場合	不足税額×10% (不足金額が期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 5%)
不申告加 算金	期限後に申告があった場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については 5%を加算)
	期限までに申告がないため、調査によって税額の決定があった場合	
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	税額決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、町の調査による税額決定があるべきことを予知したものでないとき	納入すべき税額×5%

9-3. 滞納処分

入湯客から徴収した前月分の入湯税を法定納期限（毎月 15 日、15 日が土日祝日等の場合はその翌日）までに納入されない場合、翌日以降は滞納者として取り扱われます。地方税法の規定により、納期限から 20 日以内に督促状を発送します。また、督促状が届いても入湯税が納入されず、更に 10 日を経過した場合には、滞納処分として、滞納者の財産の差し押さえなどの手続きが進む場合があります（地方税法第 701 条の 18）。

10. 帳簿の記載義務等

入湯税の特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎月の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を宿泊台帳等の帳簿に記載し、その記載の日から 1 年間保存してください（町税条例第 134 条第 2 項）。なお、帳簿の保管については、紙媒体によらず、電磁的記録媒体によるものでも構いません。また、宿泊台帳等の数値は納入申告書で申告した数値と同一である必要がありますので、もれなく記入し、報告してください。

11. 入湯税申告検査について

町は入湯税の適切な賦課、徴収を図るため、提出された納入申告書について、電話等による口頭確認を行うほか、地方税法の規定に基づいて、毎年、鉱泉浴場を訪問し、実地での調査を行っています。調査の際には、事務所等で保存している入湯税関係資料の提出を求めることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

12. よくある質問等

12-1. 入湯無料券や回数券等での入湯について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものとされていることから、入湯無料券や回数券等の使用であっても、その入湯日数に応じた入湯税を納入していただく必要があります。

また、入湯税は本来、鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方団体の徴収金である入湯税は、地方税法第 20 条の 6 第 1 項の規定により、その納税者または特別徴収義務者のために第三者が代納し、又は納入することができるものとされています。贈答品等として入浴無料券を贈られた方が、実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する、あるいは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客に代わり入湯税を納付することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券等の使用に際しては、入湯料金が無料になっても、入湯税は課税免除とはならないことに注意してください。

12-2. 127 条第 2 号の課税免除対象者の報告について（書き方・Q&A）

1. 書き方

- ① 報告書 ・ ・ ・ 記入例をご参照ください。
- ② 別紙（明細） ・ ・ ・
 - 一枚に三つ枠がありますので活動の種類ごとに記入してください。
 - ひとつの活動で複数の団体が利用した場合は、一枠にまとめて記入しても構いません（記入例参照）。
 - その月の報告内容が一枠で足りる場合は後の二枠は何も記入しなくても構いません。

Q-1. 小学生以下も報告が必要ですか？

A-1. 不要です。内訳報告は 127 条第 2 号の学生・生徒等のみが該当します。

Q-2. 127 条第 2 号の免除者がいませんでした。報告は必要ですか？

A-2. 不要です。その月の報告書及び明細の提出は必要ありません。

Q-3. ハンコは必要ですか？

A-3. 不要です。法人番号または個人番号の記入をお願いいたします。

Q-4. パソコンで記入したいのですが。

A-4. 町ホームページにデータを掲載しておりますのでご利用ください。

Q-5. 活動の種類がどれに該当するかわかりません。

A-5. 税務課へお問い合わせください。（電話：019-692-6402）

2. 提出方法

- 提出期限 毎月 15 日（納入申告書と同様）
- 提出方法 窓口、郵送、メール（e-mail）、eltax
（納入申告書に添付してご提出ください）

Q-6. 明細を複数の団体にそれぞれ記入してもらったので複数枚提出してもいいですか？

A-6. OK。各団体に記入してもらった明細はそのまま提出していただいて構いません。改めて一枚の明細にまとめる必要はありません

13. 各種様式

(町税条例第 127 条第 2 号関係)

入湯税課税免除対象者内訳報告書

年 月 日

雫石町長 殿

特別徴収義務者

住 所

電 話

称 号

氏 名

法人番号

又は

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月分入湯客に係る雫石町税条例第 127 条第 2 号の該当者を
別紙のとおり報告します。

(町税条例第 127 条第 2 号関係)

【記入例】入湯税課税免除対象者内訳報告書

令和 4 年 11 月 10 日

雫石町長 殿

特別徴収義務者

住 所 岩手県岩手郡雫石町△△-〇〇

電 話 123-456-7890

称 号 〇〇温泉

氏 名 〇〇温泉株式会社代表取締役 雫石 一郎

法人番号

又は

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

個人番号

令和4年10月分入湯客に係る雫石町税条例第 127 条第 2 号の該当者を別紙のとおり報告します。

別紙（明細）

年 月 分

利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	
	行事名	
	課税免除人数	
	行事開催地	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	
	行事名	
	課税免除人数	
	行事開催地	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	
	行事名	
	課税免除人数	
	行事開催地	

【記入例-1】別紙（明細）

令和4年10月分

利用期間	令和4年10月7日 ～ 令和4年10月10日	
活動内容	種類	☒ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	△△県立〇〇中学校
	行事名	修学旅行
	課税免除人数	100人
	行事開催地	岩手県内
利用期間	年月日 ～ 年月日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	
	行事名	
	課税免除人数	
	行事開催地	
利用期間	上記以外ないなら無記入でOK	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	
	行事名	
	課税免除人数	
	行事開催地	

利用期間	令和4年8月1日～令和4年8月3日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☒ 合宿・練習試合
	団体名	△△県立〇〇高等学校野球部、△△県立□□高等学校野球部
	行事名	合同練習試合
	課税免除人数	〇〇高校30人、□□高校20人
	行事開催地	〇〇球場
利用期間	令和4年8月16日 ～ 令和4年8月18日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☒ 体育競技の大会 ☐ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	△△県立〇〇高等学校野球部
	行事名	夏季高校野球 岩手県大会
	課税免除人数	30人
	行事開催地	〇〇球場
利用期間	令和4年8月31日	
活動内容	種類	☐ 修学旅行 ☐ 体育競技の大会 ☒ 文化部競技の大会 ☐ 合宿・練習試合
	団体名	△△県立〇〇高等学校合唱部
	行事名	第〇回全日本合唱コンクール岩手県大会
	課税免除人数	30人
	行事開催地	〇〇会館大ホール

入湯税経営申告書

令和 年 月 日

雫石町長

殿

住 所

電 話

氏 名

個人番号

※ 個人番号等の記載にあたっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

雫石町税条例第 1 3 3 条の規定により、下記のとおり申告いたします。

記

	申 告 内 容
経営の種類	普通旅館 / 自炊旅館 / 日帰り施設
鉱泉浴場の所在地	
名称	
経営開始の年月日	年 月 日
経営者の住所	
経営者の氏名	

◎添付書類：温泉分析書（写） 1 部

年 月 日

平 石 町 長 殿

特別徴収義務者

住 所
(電話)

称 号

氏 名
法人番号
又は
個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入湯税に関する休業について

年 月 日から休業いたしますので、下記のとおりお届けします。

記

1. 休 業 理 由

2. 休 業 期 間

令 和 年 月 日 か ら

令 和 年 月 日 ま で

年 月 日

栄 石 町 長 殿

特別徴収義務者

住 所
(電話)

称 号

氏 名

法人番号

又は

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入湯税に関する経営の再開について

年 月 日付けで休業届を提出しておりましたが営業を再開しましたので下記のとおりお届けします。

記

1. 再 開 理 由

2. 再 開 期 日

年 月 日

年 月 日

栗石町長 殿

住 所
(電話)
称 号
氏 名

法人番号
又は
個人番号

※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。											

入 湯 税 に 関 す る 経 営 廃 止 届

標記について、下記のとおり経営を廃止するので届出いたします。

記	
	届 出 内 容
経営の種類	普通旅館 / 自炊旅館 / 日帰り施設
鉱泉浴場の所在地	
名称	
経営廃止の年月日	年 月 日
経営者の住所	
経営者の氏名	
廃止の理由	

備考
一、申告納入期限（毎月分翌月十五日まで）を厳守してください。
二、申告期限（毎月十五日）後に申告書を提出された場合、未申告加算金（申告税額の五％または十五％）が加算されます。
三、納期限（毎月十五日）後に納入された場合、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年一四・六％（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までは年七・三％）の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

入 湯 税 納 入 申 告 書						年 月 分	
営業所	名 称					この申告に回答する 係・氏名・電話番号 ()	
	所在地						
営業主の住所氏名							
営 業 の 種 類		普 通 ・ 自 炊 ・ 普 通 兼 自 炊 ・ 日 帰 り					
税 率	1 5 0 円	7 5 円	3 5 円	税 額 合 計			
課税標準(延入湯客数)	人	人	人				
税 額	円	円	円	円			
零 石 町 長 殿 零石町税条例第130条第3項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告いたします。 令和 年 月 日 住 所 特別徴収義務者 氏 名 法人番号 又は 個人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。							
入 湯 税 申 告 明 細 書							
区分 日	食 事 提 供 有 り		食 事 提 供 無 し		課 税 免 除 者 数		
	宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計	人	人	人	人	人	人	人
税率	150円	75円	75円	35円	税額合計		
税額	円	円	円	円	円		

【記載例】入 湯 税 納 入 申 告 書 令和4年4月分																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
営業所	名 称	〇〇温泉				この申告に回答する 係・氏名・電話番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	所在地	雫石町〇〇〇1-2-3				経理 雫石 一郎																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
営業主の住所氏名		□□市△△△4-5-6 株式会社〇〇 代表取締役社長 岩手 太郎				123(456)789																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
営 業 の 種 類		普通・自炊・普通兼自炊・日帰り																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
税 率	150円	75円	35円	税 額 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
課税標準(延入湯客数)	176人	180人	該当する営業の種類 を丸で囲みます。																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
税 額	26,400円	13,500円	39,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
雫石町長殿 雫石町税条例第130条第3項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告いたします。 令和 4年 5月 1日 住 所 □□市△△△4-5-6 株式会社〇〇 特別徴収義務者 氏 名 代表取締役社長 岩手 太郎 法人番号 又は 個人番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
入 湯 税 申 告 明 細 書 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 日</th> <th colspan="2">食事提供有り</th> <th colspan="2">食事提供無し</th> <th colspan="3">課 税 免 除 者 数</th> </tr> <tr> <th>宿 泊</th> <th>日 帰</th> <th>宿 泊</th> <th>日 帰</th> <th>条例第127条 第1号該当の 小学生以下</th> <th>条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等</th> <th>条例第127条 第4号該当の 長期湯治者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>20</td><td>15</td><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>20</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>10</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>10</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>7</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>2</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>2</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>5</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>5</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>2</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>2</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>10</td><td>10</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>10</td><td>12</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>3</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>3</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>10</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>10</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>7</td><td>2</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>25</td><td>7</td><td>5</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>7</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>休館</td><td>休館</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>176</td><td>180</td><td></td><td></td><td>6人</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>税率</td> <td>150円</td> <td>75円</td> <td>75円</td> <td>35円</td> <td colspan="3">税額合計</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>26,400円</td> <td>13,500円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td colspan="3">39,900円</td> </tr> </tbody> </table>										区分 日	食事提供有り		食事提供無し		課 税 免 除 者 数			宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者	1	20	15			人			2	20	10						3	10	10						4	10	2						5	1	5						6	1	3						7	7	10						8	7	7						9	2	3						10	2	0						11	5	5						12	5	10						13	5	15						14	5	5						15	5	5						16	2	5						17	2	5						18	10	10			2			19	10	12			2			20	3	5						21	3	10						22	10	5						23	10	6						24	7	2			1			25	7	5			1			26	7	10						27	休館	休館	0	0				28	0	0						29	0	0						30	0	0						31	0	0						計	176	180			6人			税率	150円	75円	75円	35円	税額合計			税額	26,400円	13,500円	円	円	39,900円		
区分 日	食事提供有り		食事提供無し		課 税 免 除 者 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	20	15			人																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2	20	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
3	10	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4	10	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
5	1	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6	1	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7	7	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
10	2	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
12	5	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
13	5	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
14	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
16	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
18	10	10			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19	10	12			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20	3	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
21	3	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
22	10	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
23	10	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
24	7	2			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
25	7	5			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
26	7	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	休館	休館	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
28	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
29	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
30	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
31	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	176	180			6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
税率	150円	75円	75円	35円	税額合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
税額	26,400円	13,500円	円	円	39,900円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

備考 一、申告納入期限（毎月分翌月十五日まで）を厳守してください。

二、申告期限（毎月十五日）後に申告書を提出された場合、未申告加算金（申告税額の五％または十五％）が加算されます。

三、納期限（毎月十五日）後に納入された場合、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年一四・六％（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までについては年七・三％）の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

休業は原則、休業届の事前提出が必要ですが、コロナ禍の情勢を鑑み、1日～7日間弱の臨時閉館や休館日は、申告書に記載していただくことで休業を申告したものと受け付けています。

課税免除者数ももれなく記入してください。

【記載例】入湯税納入申告書 令和4年4月分									
営業所	名称	普通旅館△△				この申告に回答する 係・氏名・電話番号 零石 一郎 123(456)789			
	所在地	零石町○○○1-2-3							
営業主の住所氏名		零石町○○○1-2-3 零石 太郎							
営業の種類		普通 自炊・普通兼自炊・日帰り							
税率		150円	75円	35円	税額合計				
課税標準(延入湯客数)		53人	93人	該当する営業の種類 を丸で囲みます。		14.925円			
税額		7.950円	6.975円						
零石町長殿 零石町税条例第130条第3項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告いたします。 令和 4年 5月 1日 住所 零石町○○○1-2-3 特別徴収義務者氏名 零石 太郎 法人番号 又は 個人番号									
入湯税申告明細書 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。									
区分 日	食事提供有り		食事提供無し		課税免除者数				
	宿泊	日帰	宿泊	日帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者		
1	0人	0人							
2	0	0							
3	2	0							
4	0	2							
5	1	5							
6	1	3							
7	0	0							
8	2	0							
9	2	3							
10	2	0							
11	5	5							
12	5	10							
13	0	15							
14	0	0							
15	0	0							
16	0	0							
17	2	0							
18	5	10							
19	5	12							
20	3	5							
21	0	0							
22	2	0							
23	2	6							
24	7	2							
25	7	5							
26	0	10							
27	休館	0	休館	0					
28	↓	0	↓	0					
29	↓	0	↓	0					
30	↓	0	↓	0					
31	↓	0	↓	0					
計	53	93			6人				
税率	150円	75円	75円	35円	税額合計				
税額	7.950円	6.975円	円	円	14.925円				

備考 一、申告納入期限（毎月分翌月十五日まで）を厳守してください。

二、申告期限（毎月十五日）後に申告書を提出された場合、未申告加算金（申告税額の五％または十五％）が加算されます。

三、納期限（毎月十五日）後に納入された場合、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年一四・六％（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までについては年七・三％）の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

【記載例】入 湯 税 納 入 申 告 書 令和4年4月分

営業所	名 称	自炊旅館〇〇	この申告に回答する 係・氏名・電話番号 零石 一郎 123(456)789
	所在地	零石町〇〇〇1-2-3	
営業主の住所氏名		零石町〇〇〇1-2-3 零石 太郎	

営 業 の 種 類	普 通 ・ 自 炊 ・ 普 通 兼 自 炊 ・ 日 帰 り		
税 率	150円	75円	35円
課税標準(延入湯客数)	人	53人	93人
税 額	円	3,975円	3,255円
			税 額 合 計 7,230円

零 石 町 長 殿

零石町税条例第130条第3項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告いたします。

令和 4年 5月 1日

住 所 零石町〇〇〇1-2-3

特別徴収義務者 氏 名 零石 太郎

法人番号
又は
個人番号

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入 湯 税 申 告 明 細 書											
区分 日	食 事 提 供 有 り		食 事 提 供 無 し		課 税 免 除 者 数						
	宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者				
1	人	人	0人	0人	人	人	人				
2			0	0							
3			2	0							
4			0	2							
5			1	5							
6			1	3							
7			0	0							
8			2	0							
9			2	3							
10			2	0							
11			5	5							
12			5	10							
13			0	15							
14			0	0							
15			0	0							
16			0	0							
17			2	0							
18			5	10	2						
19			5	12	2						
20			3	5							
			0	0							
			2	0							
			2	6							
			7	2	1						
			7	5	1						
			0	10							
			休館	0休館	0						
28			0	0							
29			0	0							
30			0	0							
31			0	0							
計	人	人	53	93	6人	人	人				
税率	150円	75円	75円	35円	税額合計		7,230円				
税額	円	円	3,975円	3,255円							

備考

一、申告納入期限（毎月分翌月十五日まで）を厳守してください。

二、申告期限（毎月十五日）後に申告書を提出された場合、未申告加算金（申告税額の五％または十五％）が加算されます。

三、納期限（毎月十五日）後に納入された場合、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年一四・六％（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までについては年七・三％）の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

休業は原則、休業届の事前提出が必要ですが、コロナ禍の情勢を鑑み、1日～7日間弱の臨時閉館や休館日は、申告書に記載していただくことで休業を申告したものとして受け付けています。

自炊旅館は、太枠で囲んだ2列に入湯客数を記入します

課税免除者数ももれなく記入してください。

備考
一、申告納入期限（毎月分翌月十五日まで）を厳守してください。
二、申告期限（毎月十五日）後に申告書を提出された場合、未申告加算金（申告税額の五％または十五％）が加算されます。
三、納期限（毎月十五日）後に納入された場合、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年一四・六％（当該納入期限の翌日から一月を経過する日までについては年七・三％）の割合で計算した額が延滞金として加算されます。

【記載例】入 湯 税 納 入 申 告 書 令和4年4月分									
営業所	名 称	日帰り施設□□				この申告に回答する 係・氏名・電話番号 栗石 一郎 123(456)789			
	所在地	栗石町○○○1-2-3							
営業主の住所氏名		栗石町○○○1-2-3 栗石 太郎							
営 業 の 種 類		普 通 ・ 自 炊 ・ 普 通 兼 自 炊				日 帰 り			
税 率		150円	75円	35円	税 額 合 計				
課税標準(延入湯客数)		人	人	93人	該当する営業の種類 を丸で囲みます。				
税 額		円	円	3,255円					
栗 石 町 長 殿 栗石町税条例第130条第3項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告いたします。 令和 4年 5月 1日 住 所 栗石町○○○1-2-3 特別徴収義務者 氏 名 栗石 太郎 法人番号 又は 個人番号									
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3									
入 湯 税 申 告 明 細 書									
日	区分	食 事 提 供 有 り		食 事 提 供 無 し		課 税 免 除 者 数			
		宿 泊	日 帰	宿 泊	日 帰	条例第127条 第1号該当の 小学生以下	条例第127条 第2号該当の 学生・生徒等	条例第127条 第4号該当の 長期湯治者	
1		人	人	人	0人	人	人	人	
2					0				
3					0				
4					2				
5					5				
6					3				
7					0				
8					0				
9					3				
10					0				
11					5				
12					10				
13					15				
14					0				
15					0				
16					0				
17					0				
18					10	2			
19					12	2			
20					5				
21					0				
22					0				
23					6				
24					2	1			
25					5				
26					10				
27					0				
28					0				
29					0				
30					0				
31					0				
計					93	6人	人	人	
税率	150円	75円	75円	35円	税額合計				
税額	円	円	円	3,255円	3,255円				

14. 参考資料（関係法令）

13-1. 雫石町税条例

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第126条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第127条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

（1） 乳児、幼児及び小学生

（2） 修学旅行及び団体による競技のための大学、高等学校の学生、中学校、小学校の生徒及び児童並びにそれらの統導者。ただし、大学、高等学校にあっては修学旅行の場合を除く。

（3） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

（4） 自炊旅館における病氣療養のための湯治客で医師の証明のあるもの

（5） 前各号に掲げる者のほか、災害その他特別の事情により町長が特に必要と認める者

（入湯税の税率）

第128条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める額とする。

（1） 普通旅館

ア 宿泊入湯客1人1日につき 150円

イ 日帰り入湯客1人1日につき 75円

（2） 自炊旅館

ア 宿泊（自炊の場合に限る）入湯客1人1日につき 75円

イ 日帰り入湯客1人1日につき 35円

（3） 日帰り施設

ア 食事を提供する施設の入湯客1人1日につき 75円

イ 食事を提供しない施設の入湯客1人1日につき 35円

（入湯税の徴収方法）

第129条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第130条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を

徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要事項を記載した納入申告書を町長に提出し及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第131条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第132条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の9第4項、第701条の12第4項又は第701条の13第4項の規定による通知書をうけた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第133条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第134条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第135条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し10万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

13-2.地方税法

第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査

し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（入湯税に係る検査拒否等に関する罪）

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（入湯税の脱税に関する罪）

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人

の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百一条の八 削除〔昭和三十八年四月法律八〇号〕

（入湯税に係る更正及び決定）

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその

納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第

三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第三項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によ

り徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第五項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合に

は、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第七百一条の十四 削除〔昭和三七年九月法律一六一号〕

第七百一条の十五 削除〔昭和三八年四月法律八〇号〕

（入湯税に係る督促）

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（入湯税に係る督促手数料）

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（入湯税に係る滞納処分）

第七百一条の十八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに

他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の

二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除〔令和二年三月法律五号〕

変更履歴

項番	版数	作成日/ 改定日	変更箇所	変更内容
1	令和 4 年 3 月版	2022/3/22	—	新規作成
2	令和 4 年 8 月版	2022/8/26	8-2.提出方法 メール申告について	送信先メールアドレスの一部 変更。
3	令和 5 年 3 月版	2023/3/24	全般	令和 4 年版で記載していた 「New」を削除
4	令和 5 年 9 月版	2023/8/31	8-2.提出方法 New eltax について メール申告について	Eltax の内容を追加 メール申告の文章を簡略化
			3-1. 雫石町税条例第 127 条(入湯税の課税免 除)	修学旅行が目的で免除となる 者に注釈を追記
			3-2. 課税免除対象者の 報告	様式のページ番号を修正
			4-1.入湯税の税率 自炊旅館 宿泊入湯客	「(自炊の場合に限る)」を追 記
			8-2.提出方法 メール申告について	メール件名及びファイル名を 追記
			8-4.納入手続きについ て 表 3.入湯税の納入場所	収納代理金融機関を変更
			9-1. 延滞金 表 4.延滞金の計算	期間を令和 5 年に更新
			変更履歴	新規作成